
震 災 対 策 編

第1章 予防

第1節 防災意識の高揚

住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民の防災意識の高揚

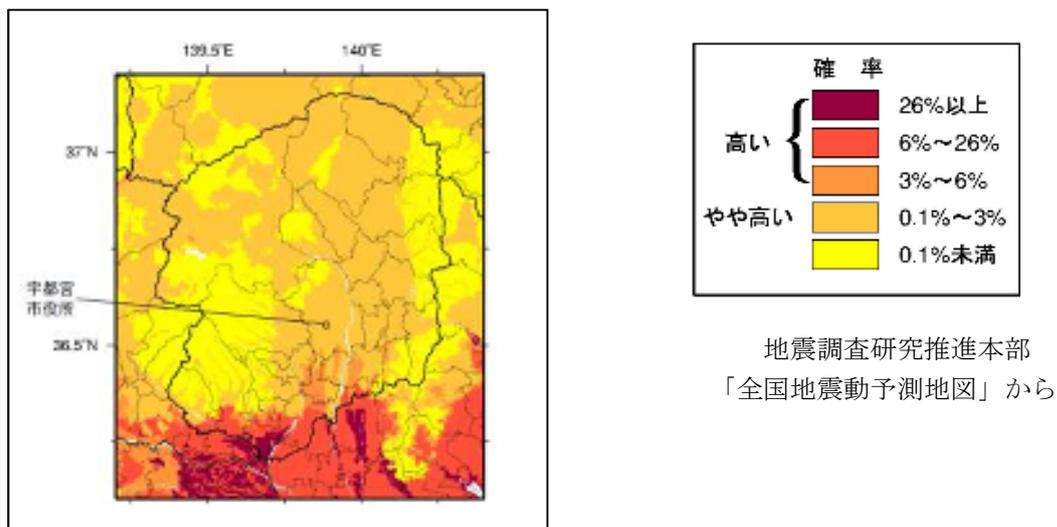
水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第1節第1に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

1 自主防災思想の普及、徹底

(1) 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震動予測地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされている。また、当町においては全域が、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「高い」と評価される6.0%～26%以上であるとされている。

このことから、住民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要性を普及する。



第2 防災知識の普及啓発推進

1 普及啓発活動

(1) 町民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページの「緊急地震速報を見聞したときは」を活用する。

(2) 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、総務省消防庁ホームページの「地震に自信を」を活用する。

(3) 消防団員による防災普及啓発活動の推進

家具の固定、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動等の防災知識の普及を図る。

2 啓発強化期間

全国火災予防運動実施週間（春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日）

第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第18節「学校、社会教育施設等の災害予防対策」の定めるところによる。

第3 職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第1節第2に準ずる。

第4 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第1節第4に準ずる。

第5 防災に関する調査研究

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第1節第5に準ずる。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第1節第6に準ずる

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制整備を行う。

第1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第1に準ずる。

第2 個人・企業等における対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第2に準ずる。また、震災対策編においては、次の事項を追加する。

○住民が行う主な災害対策

(1) 防災に関する知識の取得

ア 震度、マグニチュード等の知識

イ 過去に発生した被害状況

ウ 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

(2) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

第3 自主防災組織の育成・強化

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第3に準ずる。

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第4に準ずる。

第5 女性防火クラブの育成・強化

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第5に準ずる。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第6に準ずる。

第7 人的ネットワークづくりの推進

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第7に準ずる。

第8 地区防災計画策定の推進

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第8に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第3節「防災訓練の実施」に準ずる。

第4節 避難行動要支援者対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第4節「避難行動要支援者対策」に準ずる。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第5節「物資・資機材等の備蓄体制の整備」に準ずる。

第6節 震災に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第6節第1の1に準ずる。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 市街地整備事業等による既成市街地の防災都市づくり

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第6節第1の2(1)に準ずる。

(2) 防災機能を有する施設の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第6節第1の2(2)に準ずる。また、震災対策においては、特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防関係施設については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。なお、施設については、本章第14節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 火災に強い都市構造の形成

町は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

(4) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第4節第3の1のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第6節第1の3に準ずる。

4 火災延焼防止のための緑地整備

町は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

5 再生可能エネルギーの利活用促進

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第6節第1の4に準ずる。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的に施設整備を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

第7節 農業関係災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第8節に準ずる。

第8節 情報通信網の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第9節に準ずる。

第9節 避難体制の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。また、震災対策においては東日本大震災の経験を踏まえるほか、次の事項を併せて実施する。

第1 帰宅困難者対策

1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

町、県、県警察本部、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県主宰の「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

2 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組みを実施する。

(1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言版等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

(3) 町民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知するとともに、(1)(2)の取組みについて企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。また、帰宅困難者の受け入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、県警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

5 外国人への支援

町は、県及び(公財)栃木県国際交流協会と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

第2 町外・県外避難者受入対策

1 避難受入れ場所の確保

町は、大規模災害等により町外・県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。

また、避難所を選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2 町外・県外避難者受入体制の整備

町外・県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が行う。

3 避難場所の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第10節第1の4に準ずる外、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第10節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

火災予防の徹底に努めるとともに、消火・救急・救助活動体制の整備充実を図る。

第1 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

町、石橋地区消防組合及び消防団は、一般家庭に対し、各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、町及び石橋地区消防組合は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブ、幼少年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の配慮者を住宅火災から守るため、町、県、県警察本部、石橋地区消防組合、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 防火・防災管理者の育成

石橋地区消防組合は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第2 消防力の強化

1 組織の充実強化

町及び石橋地区消防組合は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努め、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

町及び石橋地区消防組合は、県の指導を受けながら「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

町は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

町は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

第3 救急・救助力の強化

- 1 組織の充実強化
本節第2の1に準ずる。
- 2 救急・救助用車両・資機材等の整備
町及び石橋地区消防組合は、県の支援を受け、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。
- 3 医療機関との連携強化
水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第11節第3に準ずる。
- 4 県消防防災ヘリコプターによる救助・救援体制の整備
水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第11節第4に準ずる。

第11節 保健医療救護体制の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第12節に準ずる。

第12節 緊急輸送体制の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第13節に準ずる。

第13節 防災拠点の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第14節に準ずる。

第14節 建築物の災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、平成22年3月に「上三川町建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進に取り組んできたが、対象となる建築物の耐震化が遅れているものがあり、特に、これらの多くを占める民間の住宅に対する耐震化の促進が課題となっている。

平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、不特定多数の者が利用する建築物等の耐震診断の義務化や耐震性に係る表示制度の創設など、建築物の耐震化を促進する取組みが一層強化された。

このようなことから、町では令和3年度から5年間の計画期間とする「上三川町建築物耐震改修促進計画（三期計画）」を策定し、引き続き住宅・建築物の耐震化に取り組む。

第2 民間住宅・建築物の耐震化促進

1 安心して相談できる環境の整備

町は、県と連携して、町民が安心して相談できる環境を整えるとともに、（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県建築士事務所協会等と協力し、所有者が知りたい情報の整備に努める。

2 普及啓発

町は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、県と連携して、耐震化の啓発パンフレットの配布、所有者に対する直接的な働きかけ、SNSを活用した情報発信や、工事現場を活用した広報に取り組む。

3 住宅の耐震診断・耐震改修等の費用助成

県及び町は、県、国の機関等と連携して、所有者の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

第3 公共建築物の耐震化の促進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第14節「防災拠点の整備」参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院、保健センター等）
- (3) 応急対策活動の拠点（上三川消防署、消防団員詰所等）
- (4) 避難施設（学校、公民館、図書館等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

2 公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、避難施設等として重要機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

(1) 町庁舎等の整備

町は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う町庁舎等について、必要に応じ耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

町教育委員会は、震災時における児童・生徒等や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、国が示す技術基準に基づいて、非構造部材耐震対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、書架等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒等や教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

施設管理者は、必要に応じ、耐震補強工事の実施に努める。

(4) 町営住宅

町は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、必要に応じて補修、補強を行う。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 防災設備等の整備

町、その他の施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

町、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設等の維持管理に努める。

ア 点検結果表

イ 現在の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第4 構造の耐震化以外の安全対策

1 ブロック塀等の倒壊防止

町は県と連携し、ブロック塀等の安全対策について、住民に十分な啓発活動を実施するとともに、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

また、一層の啓発活動のため、町内会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握に努める。

2 窓ガラス等の落下防止

町は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第5 家具等転倒防止

町は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、普及啓発を図る。

第6 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

町は、災害時の石綿露出状況等の方法の整理、情報の受入れ・連絡体制の構築について、県に協力する。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

町は、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針の策定、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制の整理について、県に協力する。

第15節 インフラ施設等災害予防対策

道路橋、上下水道、電力、ガスのインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 ライフライン関係機関の対策

1 道路橋梁施設

道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕を実施するとともに、日常パトロールを実施し、危険箇所の早期発見と改善に努める。

(1) 図書の整備

施設の完成図面、橋梁台帳を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 施設の維持管理

点検基準等に従い、橋梁長寿命化修繕計画で定めた年2回の日常点検による保守管理に努め、発災に備え計画的な施設の機能保持を図る。

2 水道施設

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第16節第1の2に準ずる。ただし、(4)の「台風、洪水等」については「地震」に読み替える。

3 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(1) 危険箇所の改善

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第16節第1の3に準ずる。

4 電力施設

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第16節第1の4に準ずる。ただし、震災編においては次の事項を追加する。

(1) 設備の安全化対策

ア 電力施設

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

イ 電力の安定供給

(ア) 電力系統は、発・変電所、送・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

(イ) 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう操作を行うとともに、平日頃の訓練や体制を整える。

5 都市ガス施設

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第16節第1の5に準ずる。ただし、(1)・(2)の「台風、洪水等」については「地震」に読み替える。

第2 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 廃棄物処理施設

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第16節第2に準ずる。

第16節 危険物施設等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第17節に準ずる。

第17節 学校、社会施設等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第18節に準ずる。

第18節 防災関係機関における応援・受援体制の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第19節に準ずる。

第19節 災害廃棄物等の処理体制の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第20節に準ずる。

第2章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

町の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、この節に定めのない事項は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節の定めるところによる。

第1 職員の配備体制

1 グループ編成

部 名	所管課・室・局
総務部	○総務課
インフラ対応部	○都市建設課、農政課、建築課、上下水道課、農業委員会事務局
避難所対応部	○健康福祉課、子ども家庭課、商工課、教育総務課、生涯学習課
住民対応部	○地域生活課、企画課、税務課、住民課、会計課、議会事務局

※○は部長

2 配備体制

配備区分	配備の基準	体制の概要	配備要員
注意配備	1 町内で震度4の地震が発生したとき 2 その他総務課長が必要と認めたとき	地震情報の収集、被害状況の把握及び初期応急対策を行う体制	総務課、企画課、農政課、都市建設課、上下水道課、建築課の職員のうち必要と認められる人員
警戒配備	1 町内で震度5弱の地震が発生したとき 2 その他副町長が必要と認めたとき	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、被害情報の収集及び初期応急対策を行う体制	全所属長 注意配備参集職員 インフラ対応部、避難所対応部のうち必要と認められる職員
第1次 非常配備	1 町内で震度5強の地震が発生したとき 2 災害が発生するおそれが強まったとき 3 その他町長が認めたとき	災害対策本部を設置し、避難所開設、及びその他の災害の拡大を防止するために必要な体制	警戒配備参集職員 住民対応部のうち必要と認められる職員
第2次 非常配備	1 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき 2 大規模な災害が発生するおそれがあるとき 3 その他町長が必要と認めたとき	災害対策本部を強化し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注) 震度5弱の場合、被害の状況によっては、警戒配備から非常配備へ移行する。

第2 注意体制

町内で震度4の地震が発生したとき、注意体制をとる。総務課、企画課、農政課、都市建設課、上下水道課、建築課の職員のうち必要と認められる人員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

1 地震に関する情報の収集

その他の措置は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第2の2および3に準ずる。

なお、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、参集者に指定された職員は直ちに参集し情報収集に当たり、県、関係機関と情報共有を行うとともに、必要に応じ、町民に対し、かみたんメールやホームページを活用し、日頃の備えの再確認等の呼びかけを行う。

第3 災害警戒本部体制

震度5弱の地震の場合等において、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第3に準ずる措置をとる。ただし、震災対策における「災害警戒本部の設置基準」は、次のとおりとする。

ア 町内で最大震度5弱の地震が発生した場合（自動的に設置する。）

イ 町内で中規模な地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、本部長が必要と認めるとき。

第4 災害対策本部体制

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4に準ずる。

ただし、震災対策における「災害警戒本部の設置基準」は、次のとおりとする。

ア 町内で最大震度5強の地震が発生した場合（自動的に設置する。）

イ 町内で大規模な地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、本部長が必要と認めるとき。

第5 動員計画

1 動員体制の整備

(1) 各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。

(2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員

ア 総務部長は、災害対策本部長（町長）が決定した非常配備を連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送によりこれを徹底する。

イ 連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、災害応急対策業務に従事させるものとする。

ウ 総務部長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(2) 勤務時間外、休日における動員

ア 各職員の措置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合、あらかじめ震度に応じて指名された配備要員は、速やかに町役場等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

イ 自主参集

震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に本部が設置されるため、第1次非常配備参集該当職員は町役場等に自主参集する。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度5弱でも必要と判断した場合には自主参集するものとする。

ウ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

エ 参集時の留意事項

(7) 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具、及び必要な食料等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(1) 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

オ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低下することが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。ただし、参集できない職員が多数にのぼり、必要な人員を確保できない場合は、町長が指名した者とする。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (7) 地震情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防署、警察等と連絡）
- (1) 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ等）
- (9) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (エ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (オ) 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- (カ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、ガス、上下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実施内容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、町役場等に参集する。 (2) 災害その他により、町役場等に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を総務部長に報告する。 (3) 速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（危機管理課）に報告する。
6 緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員本来の災害対策業務に戻る。

第6 業務継続計画

町は、大規模な地震により職員等も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況下の中で、発災初動期においては、応急業務等を実施するとともに、中断することができない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で優先的に取り組む業務（非常時優先業務）を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとする。

なお、人的資源（町職員の参集可能人員数）は、発災12時間後に約170名（約80%）を想定している。

第7 業務継続性の確保

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第6に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

なお、この節に定めのない事項は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第2節の定めによるものとする。

第1 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台及び県、(国研)防災科学技術研究所が管轄するもの)

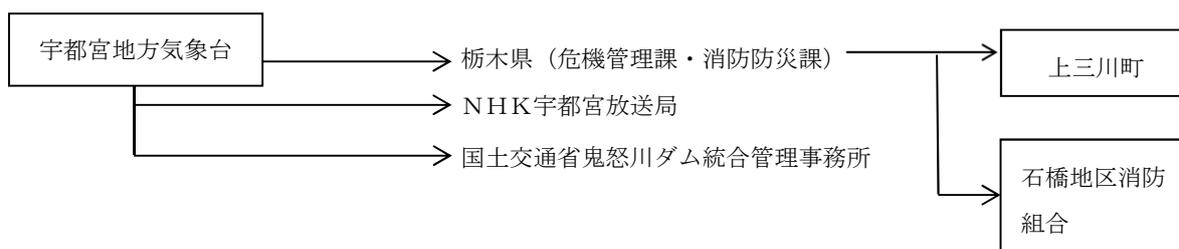
ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。町及び防災関係機関等は、迅速な情報収集に努める。

第2 被害状況の報告

1 町及び石橋地区消防組合は、町の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、町の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国(総務省消防庁)及び県に報告する。

その他は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第2節第5に準ずる。

第3節 相互応援協力・派遣要請

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第4節に準ずる。

第4節 災害救助法の適用

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第5節に準ずる。

第5節 災害発生時の避難対策

町、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第1に準ずる。

第2 避難の指示及び警戒区域の設定の内容

1 避難の指示

(1) 避難の指示の判断

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第2に準ずる。

なお、震災対策における避難の指示は、次のような場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。

イ ガスその他危険物の流出拡散の恐れがあるとき。

ウ 工作物等の倒壊の危険があるとき。

エ その他特に必要があると認められるとき。

第3 避難指示等の周知・誘導

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第3に準ずる。

第4 避難所の開設、運営

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第4に準ずる。

第5 要配慮者への生活支援

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第5に準ずる。

第6 こころのケア対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第6に準ずる。

第7 避難所外避難者への支援

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第7に準ずる。

第8 帰宅困難者対策

本編第1章第9節第1に準ずる。

第9 広域避難

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第9に準ずる。

第10 県外避難者の受入れ

1 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、町と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

第11 被災者台帳の作成

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節第11に準ずる。

第6節 救急・救助・消火活動

関係機関が連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第7節第1に準ずる。なお、「災害発生時」については「地震災害発生時」と読み替える。

1 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は、次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関（消防署、消防団）が到達したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 町、消防機関の活動

1 救助活動の実施

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第7節第2の1に準ずる。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第4 県消防防災ヘリコプター等の活用

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第7節第3に準ずる。

第5 緊急消防援助隊の要請

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第7節第4に準ずる。

第6 県、警察、自衛隊との連携

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第7節第5に準ずる。

第7節 医療救護活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第8節に準ずる。

第8節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、町は、関係機関と連携して、応急対策を実行する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第3節第1・2に準ずる。

2 土砂災害の防止

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第3節第3に準ずる。なお、「降雨等による」については「余震、降雨等による」に読み替える。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 点検の実施

町は、上三川町震災建築物応急危険度判定要綱（平成18年上三川町告示第7号）に基づき、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。判定士の確保が困難な場合は、県に派遣のあつせんを要請するものとする。

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に対し十分な説明努める。

2 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

(1) 注意喚起の実施

町は、県と協力して、住民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

第9節 緊急輸送活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第9節に準ずる。

第10節 物資・資機材等の調達・供給活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第10節に準ずる。

第11節 農業関係対策

震災により被害を受けた農地・農業用施設等の応急対策を実施し、早期の営農体制の復旧を目指す。

第1 被害状況の把握

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第11節第2の2(1)に準ずる。

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

第2 応急対策の実施

1 施設管理者の対応

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第11節第2の2(2)アに準ずる。

2 町の対応

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第11節第2の2(2)イに準ずる。

3 復旧へ向けての対応

被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、県の指導を受けて災害査定前に復旧工事に着手する。

第12節 保健衛生活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第12節に準ずる。

第13節 障害物等除去活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第13節に準ずる。

第14節 廃棄物処理活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第14節に準ずる。

第15節 学校・社会施設等の応急対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第15節の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 学校等の対応

地震発生時には校長は、児童・生徒の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認、被災状況等の確認を行うものとする。

(2) 応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期するものとする。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定するものとする。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が引率するなど、必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して、施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

第2 幼稚園等の対応

幼稚園、保育所等の園長等は、幼稚園、保育所の管理下において地震が発生したときは、乳幼児の安全を確保し、施設にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携の上、乳幼児を安全な場所に避難誘導する。

また、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、乳幼児を園内に保護する。

第16節 住宅応急対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第16節に準ずる。

第17節 インフラ施設等の応急対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第17節に準ずる。

第18節 危険物施設等の応急対策

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第18節に準ずる。

第19節 広報活動

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第19節に準ずる。

第20節 ボランティアや義援物資・義援金・寄付金の受入

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第20節に準ずる。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第1節に準ずる。

第2節 住民生活の早期再建

水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第2節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

第1 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、町、県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第3節 インフラ施設等の早期復旧

水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第3節に準ずる。